

大学コンソーシアム関門規約

改正 平成 22 年 12 月 22 日

(名称)

第 1 条 本会は、大学コンソーシアム関門と称する。

(目的)

第 2 条 大学コンソーシアム関門は、北九州市及び下関市（以下、「関門地域」という。）の高等教育機関が相互に連携・協力することにより、関門地域の高等教育の充実及び発展を図るとともに、地域社会へ貢献することを目的とする。

(事業)

第 3 条 大学コンソーシアム関門は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 関門地域の高等教育機関相互の教育分野における連携に関する事業
- (2) 関門地域の高等教育機関と地域社会との交流及び連携に関する事業
- (3) 関門地域の高等教育機関の広報に関する事業
- (4) その他、大学コンソーシアム関門の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第 4 条 大学コンソーシアム関門は、次の各号に掲げる会員をもって構成するものとし、当該会員の資格は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 正会員 第 2 条に掲げる目的及び第 3 条に掲げる事業に賛同する関門地域の高等教育機関とする。
- (2) 特別会員 大学コンソーシアムが行う事業に賛同する企業及びその他の団体とする。

(役員)

第 5 条 大学コンソーシアム関門に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 1 名
 - (3) 理事（会長及び副会長を含む） 会員の数
 - (4) 監事 2 名
- 2 理事は、会員である高等教育機関の学長並びに、企業及びその他の団体の代表者をもって充てる。
 - 3 会長及び副会長は、正会員の理事の中から、理事会において選任する。
 - 4 監事は、正会員である高等教育機関に所属する者の中から、理事会において選任する。
 - 5 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(役員職務)

第 6 条 会長は、大学コンソーシアム関門を代表し、理事会を主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、大学コンソーシアム関門の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、事業及び会計を監査する。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第 8 条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、会長が招集する。

- 3 理事会は、本会に関する次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 大学コンソーシアム関門の運営に関する重要事項
 - (2) 会員の入会及び退会
 - (3) 役員を選任
 - (4) 大学コンソーシアム関門の予算及び決算の承認
- 4 理事会の議長は、会長が行う。
- 5 理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 6 理事会の議事は、議長を除く出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 8 前項の場合における本条第5項の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(運営委員会)

第9条 大学コンソーシアム関門は、事業運営を円滑に進めるため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会の運営に関する事項については、これを別に定める。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 大学コンソーシアム関門の正会員の機関においては、事務担当者を選任しておき、事務局との連絡調整にあたる。

(会計)

第11条 本会の会計は、会員の会費及び負担金、寄附金、補助金及びその他の収入をもって充てるものとし、その内容は理事会において協議し、決定する。

- 2 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 3 監事は、事業及び経理について年1回監査を行い、その結果を理事会に報告する。

(その他)

第12条 本規約に定めるもののほか、大学コンソーシアム関門の運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年12月24日から施行する。
- 2 この規約成立後に最初に選任された役員の任期は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成22年12月22日から施行する。